

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 大韓民国を仕向地とする貨物の輸出について、仮に陸揚げした貨物に係る輸出の許可の特例を廃止する等所要の規定の整備を行うこと。

(別表第三関係)

第二 この政令は、公布の日から起算して二十一日を経過した日から施行すること。

(附則関係)